平成２９年（フ）第３６５号
盛岡市上田３丁目15番15号　ディアス八桜Ｂ203号
債務者　大高　友幸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６８号
盛岡市東緑が丘30番２号
債務者　日戸　晶子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３６９号
盛岡市東緑が丘30番２号
債務者　日戸　久惠
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９１号
盛岡市長橋町６番１号　有料老人ホーム結の家、旧住所盛岡市西青山３丁目26番41号　高津荘102号
債務者　井上　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９２号
岩手県滝沢市巣子964番地34　セブンティセブン１号棟208号
債務者　民部田成章
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９３号
盛岡市新庄字瀬戸24番地２
債務者　南　　次郎
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３９７号
盛岡市前九年３丁目１番５号　コーポ前九年102号
債務者　花坂　敏明
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４０７号
岩手県北上市上江釣子６地割116番地
債務者　髙橋　幸也
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１３号
岩手県紫波郡紫波町中島字落合40番地２
債務者　淀川　正伸
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第８号
盛岡市西青山１丁目11番７号
債務者　小笠原美代子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２９５号
愛知県一宮市奥町字神田80番地１　ブルーベル102号
債務者　安田　有基
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８０号
香川県木田郡三木町大字氷上3827番地２　ナンナンハイツＢ－102
債務者　高﨑　恵美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４６号
香川県丸亀市土器町西６丁目181番地　京都あすか207号
債務者　齊藤　明治
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５３号
香川県坂出市西大浜南３丁目５番12号
債務者　田邊　　宏
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１５８号
香川県坂出市西大浜北４丁目５番55号　ニューエルディム大樹Ａ棟202号
債務者　大西　晶子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第３４号
岩手県遠野市土淵町栃内15地割45番地１
債務者　佐々木光幸
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第３５号
岩手県遠野市土淵町栃内15地割45番地１
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係